

ARIBの動き

「電波高度利用シンポジウム2004」開催のお知らせ

電波高度利用シンポジウムは、電波の高度利用技術の動向等に関して国内外の政策担当者、研究者等から講演いただくことにより、効率的な周波数資源の開発を推進していくことを目的として、総務省及び社団法人電波産業会の共催により実施しています。

本年度は、下記のテーマで開催する予定となっております。会員の皆様には、ぜひご参加下さいますようお願い申し上げます。

- 1 日時 平成16年12月3日（金） 13:00～
- 2 会場 日本青年館 中ホール（新宿区霞ヶ丘町7-1）
- 3 主催 総務省
社団法人 電波産業会
- 4 テーマ ユビキタス時代のソフトウェア無線技術（仮）
- 5 定員 230名
- 6 問合せ先 当会 小岩井まで（TEL 03-5510-8593）
- 7 会場案内図 下図参照願います。

H F データリンクには（１）電波伝搬特性が最も良い周波数に自動切替することで、安定した通信を実現。（２）静止衛星のカバーエリア外（極地圏）においても通信が可能。といった特長があり、航空機の位置通報、気象情報の伝達及び運航管理に係る業務通信に利用したいという航空会社等のニーズにも合致することから、その導入が望まれています。

こうした経緯を踏まえ、平成16年5月から情報通信審議会情報通信技術分科会において「H F データリンクの技術的条件」について審議が進められていたところであり、一部答申を受けたものです。

2 一部答申の概要

H F データリンクを使用する航空機局の無線設備の主な技術的条件

項目	技術的条件
無線周波数帯	2.8～22MHz
偏波	垂直偏波
無線変調方式	上側波帯抑圧搬送波方式によるSSB方式
空中線電力	400W（尖頭電力）以下
通信速度とデータ変調方式	回線品質に伴って通信速度と変調速度を組み合わせること 300bits/s、600bits/sの場合は、2PSK* 1200bits/sの場合は、4PSK 1800bits/sの場合は、8PSK

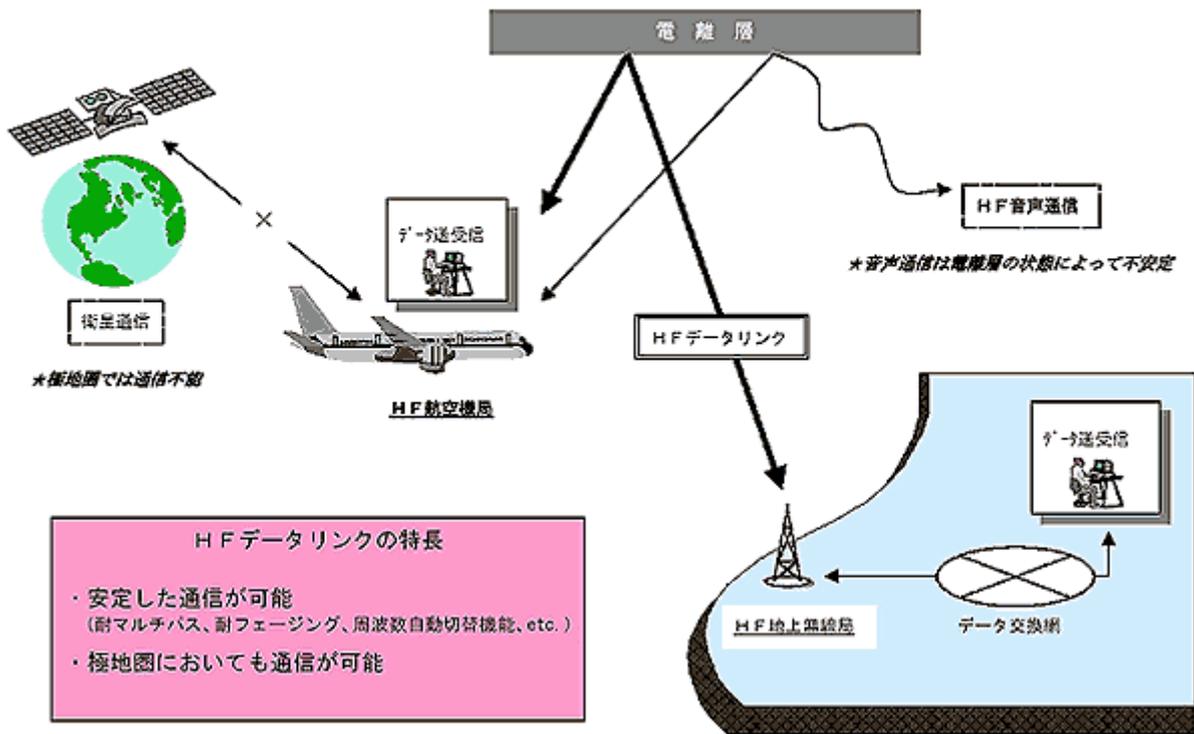
その他、周波数の許容偏差等電波の質、測定法等が示されました。

* P S K方式：位相変調方式（Phase shift keying）

3 今後の予定

総務省では、本答申を踏まえ、関係省令の改正等、必要な規定の整備を行う予定です。

航空無線におけるHFデータリンクに関する概念図



なお、詳細については、(http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/041026_1.html)を参照して下さい。

欧州電気通信の動き

仏地上デジタル放送、データ圧縮技術にMPEG2が有力 【Les Echos,2004/10/01】

仏地上デジタル放送のデータ圧縮技術に関し、9月30日に首相に提出される予定だったブデ・ド・モンプレジール氏の報告書の提出は、結局1週間延期された。一方、地上デジタル放送の技術的問題に関するART（仏電気通信規制機関）のユベール前総裁の報告書は30日に首相に提出された。ブデ・ド・モンプレジール氏の報告書はまだ最終的なものではないが、地上デジタル放送のデータ圧縮技術としては、MPEG2を推している模様である。新技術のMPEG4の使用は、携帯端末テレビ向けのマルチプレックスR5での放送とデジタル・ラジオの放送のみ使用可能とされている。最終的には、ラファラン仏首相の裁定にかかるとは、仏首相の立場は報告書のそれとは全く同じではなく、首相府では、MPEG4の使用を可能とする法的根拠があるかどうか検討を続けている模様。しかしながら、MPEG4を導入した場合、一部の新規参入事業者が最高行政裁判所に訴える可能性があり、地上デジタル放送の開始日程に変更を加えないことを優先する仏政府が、そのようなリスクを冒すとは思われない。新規参入事業者の一部と仏国営テレビ持株会社のフランス・テレビジョンは、MPEG2での放送開始を望んでおり、仏ペイテレビのカナル・プリュスも、MPEG2での放送で良しとする立場としている。一方、仏民放TF1で

は、2005年春にも、衛星、CATVで、その後ADSLテレビでもハイビジョン放送を行なうことを望んでおり、地上デジタル放送でもハイビジョン導入のため、MPEG4の採用を望んでいる。

仏で携帯通話妨害装置、近く許可へ

【Les Echos,2004/10/12】

アジアで普及している携帯通話妨害装置は、欧州では依然として禁止されたままであるが、仏では近く、劇場での使用が許可される模様。仏経済財政産業省は10月8日、携帯通話妨害装置の使用許可を与えるというART（仏電気通信規制機関）の決定を追認した。仏では2001年半ばに国会で、携帯通話妨害装置禁止の一部解除を求めた修正法案が全会一致で成立したが、実施要件を定めた政令待ちとなっていた。その間、一種の法的空白が生まれ、携帯通話妨害装置は禁止されたままだが、実際には容認されており、約100軒の劇場が装置を設置している模様。妨害装置禁止一部解除が実現するのに、修正案成立から3年を要したのは、携帯電話事業者、ART、欧州委員会、EU諸国の一部に加えて、仏内務省が反対していたからである。また、リーカネン欧州委員は、2年前に仏政府に送付した書簡の中で、妨害装置が許可されたならば、仏政府に対する制裁手続を開始すると示唆していた。リーカネン委員は、書簡において、妨害装置の効果を劇場内に限定することは困難と指摘した上で、妨害装置を許可することは、他の一連の欧州指令に反すると付け加えていた。リーカネン委員が緊急通話の場合の問題も指摘したのに対し、仏政府は、緊急通話は妨害されないと応えたが、リーカネン委員は、そのような装置を制作することは不可能と応酬した。このような議論を受けて、仏政府は、欧州委員会の指摘を考慮して、実施要件を定めた政令の文面を改めたとしている。

[ページの先頭に戻る ▲](#)